

○工事請負金中間前金払実施要領

平成 22 年 3 月 30 日

告示第 49 号

改正 平成 22 年 9 月 1 日告示第 145 号

平成 23 年 4 月 1 日告示第 69 号

平成 24 年 6 月 29 日告示第 168 号

平成 25 年 3 月 29 日告示第 51 号

平成 27 年 3 月 26 日告示第 37 号

令和元年 6 月 25 日告示第 26 号

令和 2 年 9 月 29 日告示第 212 号

(通則)

第 1 条 工事請負代金中間前金払の実施については、廿日市市建設工事執行規則（平成 9 年規則第 24 号。以下「規則」という。）の規定によるほか、この要領の定めるところによる。

(実施の範囲)

第 2 条 中間前金払の対象は、前金払の支払が既に終了している工事とする。

2 中間前金払の充当は、規則第 46 条に定める経費以外に使用してはならない。

(中間前金払の額)

第 3 条 中間前金払の額は、請負代金額の 10 分の 2 以内とする。ただし、中間前払金を支出した後の前払金の合計額が請負代金額の 10 分の 6 を超えてはならないものとする。

(一部改正〔平成 27 年告示 37 号〕)

(中間前金払の保証に基づく支払)

第 4 条 中間前金払の実施に当たっては、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 5 条の規定に基づく登録を受けた保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）の保証を受けたものだけに限り支払うものとする。

(請求及び支払)

第5条 中間前金払の請求書は、規則第44条の規定に基づき、当該工事を発注する担当課で受理し、適正な請求書と保証証書を受けた日から14日以内に前払金を支払うものとする。

(中間前金払の要件)

第6条 中間前金払は、次の各号に掲げる要件を全て満たしていると認められる場合において支払うものとする。

- (1) 工期の2分の1を経過していること。
- (2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- (3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金の額の2分の1以上の額に相当するものであること。

(一部改正〔平成24年告示168号・25年51号〕)

(債務負担行為に係る特例)

第7条 請負者は、債務負担行為に係る契約分については、その出来高予定額が当該年度内に支出できる見込みのものについて、当該出来高予定額を対象として中間前金払の請求をすることができる。

2 債務負担行為に係る契約について前条の規定を適用する場合においては、同条中の「工期」とあるのは「当該会計年度の工事実施期間」と、「工程表により工期の2分の1を経過」とあるのは「工程表により当該会計年度の工事実施期間の2分の1を経過」と、「既に行われた当該工事」とあるのは「既に行われた当該会計年度における工事」と、「請負代金額の2分の1以上の額」とあるのは「当該会計年度における出来高予定額の2分の1以上の額」とする。

(全部改正〔平成25年告示51号〕、一部改正〔平成27年告示37号〕)

(中間前金払の認定)

第8条 担当課は、請負者から認定請求書(別記様式第1号)による請求があった場合は、第6条各号に掲げる要件を全て満たしていることにつ

いて調査し、当該請求を受けた日から原則 7 日以内に認定調書（別記様式第 2 号）によりその結果を通知しなければならない。この場合において、認定請求書には工事履行報告書を添付させるものとする。

（追加〔平成 25 年告示 51 号〕）

（中間前金払と部分払の選択）

第 9 条 中間前金払ができる場合においては、中間前金払と部分払の選択は、請負者が行うものとし、その併用は、次のとおりとする。

(1) 請負者は、中間前金払の請求を行った後も部分払の請求をできるものとする。

(2) 請負者は、部分払の請求を行ったときは、さらに中間前金払の請求をすることはできないものとする。ただし、第 7 条（債務負担行為に係る特例）の場合は、翌会計年度以降の出来高予定額に対する中間前払金については請求をすることができる。

（追加〔平成 25 年告示 51 号〕、一部改正〔平成 27 年告示 37 号〕）

附 則

この告示は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

（一部改正〔平成 27 年告示 37 号〕）

附 則（平成 22 年 9 月 1 日告示第 145 号）

改正 平成 27 年 3 月 26 日告示第 37 号

1 この告示は、平成 22 年 9 月 1 日から施行する。

（一部改正〔平成 27 年告示 37 号〕）

2 この告示の施行の日前に入札公告又は指名通知を行ったものについては、なお従前の例による。

（一部改正〔平成 27 年告示 37 号〕）

附 則（平成 23 年 4 月 1 日告示第 69 号）

改正 平成 27 年 3 月 26 日告示第 37 号

この告示は、平成 23 年 4 月 1 日以降に契約を締結する工事から適用し、現に締結している契約については従前のとおりとする。

(一部改正〔平成 27 年告示 37 号〕)

附 則 (平成 24 年 6 月 29 日告示第 168 号)

この要領は、平成 24 年 7 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 25 年 3 月 29 日告示第 51 号)

改正 平成 27 年 3 月 26 日告示第 37 号

1 この告示は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

(一部改正〔平成 27 年告示 37 号〕)

2 この告示の施行の日前に入札公告又は指名通知を行ったものについては、なお従前の例による。

(一部改正〔平成 27 年告示 37 号〕)

附 則 (平成 27 年 3 月 26 日告示第 37 号)

1 この告示は、平成 27 年 3 月 26 日から施行する。

2 この告示の施行の日前に入札公告又は指名通知を行ったものについては、なお従前の例による。

附 則 (令和元年 6 月 25 日告示第 26 号)

この告示は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 2 年 9 月 29 日告示第 212 号)

この告示は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(別記)

様式第 1 号 (第 8 条関係)

認 定 請 求 書

工事名	
工事場所	廿日市市
工期	年 月 日から 年 月 日まで
請負代金額	

この工事について、廿日市市建設工事請負契約約款第34条第4項に基づき中間前金払の認定を
請求します。

年 月 日

(受注者) 住所

氏名 ㊞

(発注者) 廿 日 市 市 長 様

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

認 定 調 書

契約の相手方	
工事名	廿日市市
施工場所	廿日市市
工期	（元号） 年 月 日から（元号） 年 月 日まで
請負代金額	
適用	

上記の工事について、その進捗状況を調査した結果、中間前金払をすることができると認定します（認定しません）。

（元号） 年 月 日

（発注者） 廿 日 市 市 長 様

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。

(別記)様式第1号(第8条関係)

(追加〔平成24年告示168号〕、一部改正〔平成25年告示
51号・令和元年26号・令和2年 号〕)〕

様式第2号(第8条関係)

(追加〔平成24年告示168号〕、一部改正〔平成25年告示
51号・令和元年26号〕)